

(仮称)利根町自治基本条例 基本理念について(素案)修正案

(基本理念)

第〇条 町民及び町は、町民がまちづくりの主体であることを認識し、それぞれの役割と責務に基づき、協働によるまちづくりを推進します。

2 町民及び町は、次に掲げる事項を基本として、協働によるまちづくりを推進します。

- (1) 町民が主体的にまちづくりに取り組むこと。
- (2) 町民の参加により、町の運営が行われること。
- (3) 町に関する情報を共有すること。

- ① 2 町民及び町は、次に掲げる事項を基本として、協働によるまちづくりを推進します。
- (1) 町民が積極的にまちづくりに取り組むこと。
 - (2) 町民の参加を基本として、町の運営が行われること。
 - (3) 町に関する情報を共有すること。

- ② 2 町民及び町は、次に掲げる事項を基本として、協働によるまちづくりを推進します。
- (1) 町民の参加を基本として、町の運営が行われること。
 - (2) 町に関する情報を共有すること。

- ③ 2 町民及び町は、次に掲げる事項を基本として、協働によるまちづくりを推進します。
- (1) 町民が積極的にまちづくりに取り組むこと。
 - (2) 町民の参加を基本として、町の運営が行われること。
 - (3) 町に関する情報を共有すること。
 - (4) 町民及び町が、互いに尊重し、理解を深め、信頼関係を構築すること。

- ④ 2 町民及び町は、次に掲げる事項を基本として、協働によるまちづくりを推進します。
- (1) 町民の参加を基本として、町の運営が行われること。
 - (2) 町に関する情報を共有すること。
 - (3) 町民及び町が、互いに尊重し、理解を深め、信頼関係を構築すること。